

(案)

名古屋市犯罪予告対応マニュアル

令和7年4月1日策定

目 次

1	目的	1
2	想定する危機事象	1
3	危機事象の概要	1
	(1) 犯罪予告とは	1
	(2) 犯罪予告の手口	2
	(3) 予告者による犯行	2
	犯罪予告対応フロー	3
	【管轄警察の連絡先一覧】・【危機管理対策本部報告先】	4
4	犯罪予告への対応	5
	4-1 予告を覚知したことの連絡（第一報）[予告を覚知した部局・管理者]	5
	4-2 対応の検討[所管部局・管理者]	6
	4-3 不審者・不審物の捜索[所管部局・管理者等]	7
	4-4 不審者・不審物の捜索結果等の報告[所管部局・管理者]	8
	4-5 信憑性の有無の判断、今後の対応の決定[所管部局・管理者]	8

1 目的

名古屋市犯罪予告対応マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、名古屋市危機管理計画に基づき、犯罪予告が発生した場合における基本的な対応に関する事項を示すことを目的とする。

2 想定する危機事象

本マニュアルでは、様々な犯罪予告のうちから市における対応の頻度が高いものとして、市が所管する施設を対象とした無差別殺傷予告・爆破予告を想定する。

【とるべき主な対応】

- 管轄警察への通報・相談
- 施設所管部局・施設管理者への連絡
- 危機管理対策本部室事務局への報告
- 不審者・不審物の搜索
- 信憑性の有無の判断
- 今後の対応の決定

3 危機事象の概要

(1) 犯罪予告とは

殺傷や爆破、放火、テロ、誘拐、暴力行為など何らかの犯罪を行うことを予告することで様々な被害を発生させる犯罪行為のことであり、「犯行予告」ともいう。

無差別・個人名などを名指した上での殺傷予告や、場所・日時などを特定した爆破予告などが行われると、心理的な圧迫を受けるとともに、万一の場合に備えて警備や警戒が必要となり、実際の犯行には及ばなくても多大な心理的・経済的被害が生じるおそれがある。

一般的に、犯罪予告の例として通常は脅迫罪に問われる可能性が、無差別殺傷予告や爆破予告の場合、脅迫の対象が広範囲に及ぶため業務妨害などに問われることもある。

例えば、「〇〇を△月□日までに刺し殺す。」など特定の個人を脅迫した場合は脅迫罪に問われる可能性が、「××小学校の児童を皆殺しにしてやる。」など暴力的な表現を用いて犯罪予告を行うと、学校に警備や登下校の付き添い、見回りなどを強いることで通常の業務を妨害することになるため威力業務妨害罪に問われ、「〇〇駅・△△空港に爆発物を仕掛けた。」など嘘の情報などを用いて業務を妨害した場合には偽計業務妨害罪に問われることもある。さらに、これらの項目に当てはまらなくても、いたずら目的でやった場合は軽犯罪法違反（業務妨害）となることもある。

また、実在しない場所に対する予告や、犯罪予告であるかのように誤読させるといった文面どおりに読むと実行不可能または意味が無い場合でも罪に問われることがある。

(2) 犯罪予告の手口

インターネットが普及する以前の犯罪予告は対象者に手紙を送りつけたり、電話をかけたりするのが一般的な手口で、このような犯罪予告の場合は、自らが罪を犯しているという自覚の元、犯行に及んでいたものと考えられている。

しかし、インターネットが普及すると、メールや掲示板、チャットなど様々なコミュニケーションツールで犯罪予告が書き込まれる事例が増え、これらの投稿者には、犯行の自覚が乏しいと思われる事例が散見される。インターネットは気軽に情報発信できるが故に、「こんなことで逮捕されるとは思わなかった。」「いたずらのつもりだった。」などと自らが罪を犯しているという意識に欠けるからであると考えられる。

コミュニケーションツールを使用した逮捕者においては、10～20代の若年層が比較的多い特徴がみられるなど、未成年者がこのような犯罪に及ぶことも考えられ、実際、小・中学生が犯罪予告の書き込みを行って補導される事例も発生している。インターネットによる情報発信の気軽さや便利さは、逆に犯罪を未然に押しとどめることができない状況を生み出しているおそれがある。

(3) 予告者による犯行

犯罪予告を行った者が、実際に犯行に及ぶこともある。平成12年5月に起きた「西鉄バスジャック事件」では、犯人が早い時期から電子掲示板のユーザーで、犯行前に当該電子掲示板へ予告ととれる書き込みを行っている。平成20年6月の「秋葉原通り魔事件」でも携帯サイトの掲示板で予告が行われており、犯行直前までの経過が詳細に実況されている。この犯人は以前から当該掲示板に書き込みを行い、最初のうちは犯人に共感する者や忠告する者も現れている。しかし、犯人の書き込みがエスカレートし、ついに犯罪予告の書き込みがなされるに至ったことで、当該掲示板の参加者から批判されたり放置されたりするようになった。

ネット社会の到来に伴い、犯罪予告が従来の加害者・被害者の関係だけでなく、コミュニティの参加者という第三者が加わることで、犯罪を押しとどめるのではなく、逆に犯人を凶行に駆り立ててしまう劇場型犯罪の可能性も否定できない状況となっている。

犯罪予告対応フロー

無差別殺傷予告・爆破予告

4-1 [予告を覚知した部局・管理者]

□ 予告を覚知したことの連絡（第一報）

- ※緊急性がある場合は、躊躇せずまず 110 番通報
- 管轄警察への通報
- 施設所管部局・施設管理者への連絡
- 危機管理対策本部室事務局への報告

4-2 [所管部局・管理者]

警察

□ 管轄警察への相談

<警察への相談事項>

- 来庁者・職員の避難の要否
- 不審者・不審物の搜索の要否
- 巡回・警備の強化の要否等

所管部局・管理者

□ 対応の検討

- 予告内容や警察からの指示事項等により対応を検討
- 検討にあたっては、警察の対応状況を確認
- 検討状況等にあわせて本部室事務局に現状を報告

事務局

□ 危機管理対策本部室事務局への報告

(TEL : 972-3522 FAX : 962-4030)

□ <時間外> 消防局防災指令センターへ連絡

(TEL : 961-0119 FAX : 953-0119)

<本部室事務局への報告事項>

- 警察への相談結果・警察の対応状況
- 所管部局・管理者の検討状況等

[所管部局・管理者等] …… (必要に応じて実施)

来庁者・職員の避難

4-3

□ 不審者・不審物の搜索

□ 巡回・警備の強化等の実施

<不審者・不審物の搜索事項>

- 施設内・施設周辺の搜索
- 郵便物、小包、手紙等の検査
- 路上駐車、放置車両等の確認

不審者・不審物を発見した場合

4-4

□ 不審者・不審物の搜索結果等の報告

- 不審者・不審物の搜索結果や巡回・警備の強化等の対応状況について、必要に応じて警察・本部室事務局に報告

4-5

□ 信憑性の有無の判断、今後の対応の決定

<今後の対応事項>

- 不審者・不審物の搜索等の継続の要否
- 施設閉鎖・休業等の要否
- 広報・記者発表の要否

□ 対応終了

□ 対応継続

- 不審者・不審物を発見した場合は、刺激せず、触らず、遠ざかり、すぐに 110 番通報、または最寄りの交番、管轄警察署に通報しましょう。
- 緊急性がある場合は、慌てず、焦らず、速やかに、避難・安全確保をしましょう。

【管轄警察の連絡先一覧】

管轄警察署名	住所	T E L 番号	F A X 番号
千種警察署	〒464-0841 千種区覚王山通 8-6	052-753-0110	052-753-0221
東警察署	〒461-0003 東区筒井 1-9-23	052-936-0110	052-936-0115
北警察署	〒462-0843 北区田幡 2-15-18	052-981-0110	052-981-2070
西警察署	〒451-0065 西区天神山町 3-25	052-531-0110	052-531-0190
中村警察署	〒453-0015 中村区椿町 17-9	052-452-0110	052-452-0490
中警察署	〒460-0012 中区千代田 2-23-18	052-241-0110	052-241-0094
昭和警察署	〒466-0854 昭和区広路通 5-11	052-852-0110	052-852-0266
瑞穂警察署	〒467-0806 瑞穂区瑞穂通 2-22	052-842-0110	052-842-0353
熱田警察署	〒456-0022 熱田区横田 1-1-20	052-671-0110	052-671-0654
中川警察署	〒454-8522 中川区篠原橋通 1-4	052-354-0110	052-354-1855
港警察署	〒455-0032 港区入船 2-4-16	052-661-0110	052-654-0199
南警察署	〒457-0072 南区寺部通 2-20	052-822-0110	052-821-0099
守山警察署	〒463-0024 守山区脇田町 401	052-798-0110	052-798-3805
緑警察署	〒458-0833 緑区青山 3-20	052-621-0110	052-621-1699
名東警察署	〒465-8558 名東区猪高台 2-1009	052-778-0110	052-778-1160
天白警察署	〒468-0053 天白区植田南 1-401	052-802-0110	052-805-2469

【危機管理対策本部報告先】

時間内	危機管理対策本部室事務局 (防災危機管理局危機対策課)	T E L 972-3522	F A X 962-4030
		Email a3522@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp	
時間外	消防局防災指令センター	T E L 961-0119	F A X 953-0119

4 犯罪予告への対応

4-1 予告を覚知したことの連絡（第一報）〔予告を覚知した部局・管理者〕

犯罪予告がされたときには、信憑性のあるものと仮定して適切な初動対応（第一報）を行うことが被害を最小限に食い止めるうえで極めて重要である。

犯罪予告を覚知した部局・管理者は、①直ちに管轄の警察へ犯罪予告があった旨を通報し予告内容を具体的に報告したうえで、②犯罪予告の対象となった施設の所管部局・管理者へ連絡し、③危機管理対策本部室事務局にも報告を行う。

- 犯行の予告時間までに時間的余裕が無い場合や、予告内容等から緊急性があると判断できる場合は、躊躇せずにもまず 110 番通報し、並行して犯罪予告の対象となった施設の所管部局・管理者へ直ちに連絡する。
- 予告を覚知したことの連絡（第一報）は、犯罪予告の対象となった施設の所管部局・管理者と予告を覚知した部局・管理者が同一の場合、所管部局・管理者が必要な事項を実施する。
- 市民等からの外部通報により犯罪予告の情報を得た場合、当該通報内容に加え、通報者に関する情報を可能な範囲で記録しておく。

① 管轄警察への通報

- 予告内容を具体的に報告する。

【報告する予告内容】

- ・ 予告情報の入手日時（予告情報が施設に送られてきた日時、予告を覚知した日時等）
- ・ 予告の手段（手紙、電話、電子メール、電子掲示板、SNS 等）
- ・ 予告された内容（いつ、どこで、どのような犯行の予告なのか等）
- ・ 犯人からの要求事項（金銭の振り込み、イベントの中止、謝罪の要求等）

- 証拠物品を提出する。（警察から提出を求められた場合）

【提出物品の例】

- ・ 予告が記載された手紙
- ・ 予告が録音された音声データ
- ・ 予告文の電子メール、送信元の IP アドレス情報
- ・ 予告文が掲載された電子掲示板、SNS 投稿文等の URL、アカウント情報、キャプチャ画像

- 警察の連絡窓口・警察からの指示事項等を聴取する。

【聴取すべき情報】

- ・ 警察署内の担当部署、担当者名、連絡先
- ・ 警察からの指示、助言、見解等

② 施設所管部局・施設管理者への連絡

- 犯罪予告の対象となっている旨を連絡して予告内容等を共有する。
- 警察から聴取した情報を伝えて対応を引継ぐ。

③ 危機管理対策本部室事務局への報告

- 本部室事務局への第一報は、①及び②を終えたのち電話により迅速に行う。
- 犯罪予告を覚知した旨を報告して予告内容等を共有する。
- 警察への通報、所管部局・管理者への連絡・引継ぎを行った旨を報告する。

4-2 対応の検討[所管部局・管理者]

犯罪予告の対象となった施設の所管部局・管理者は、予告を覚知した部局・管理者からの連絡・引継ぎを受けたのち、予告内容や警察からの指示事項等により対応を検討する。対応の検討にあたっては、必要に応じて管轄の警察へ、①来庁者・職員の避難の要否、②不審者・不審物の搜索の要否、③巡回・警備の強化の要否等を相談するとともに、警察の対応状況を確認する。

また、所管部局・管理者は、検討状況等にあわせて本部室事務局に現状を報告する。

<警察の対応状況を確認>

- 明らかに危険性、緊急性があると警察が認めるときは、警察が不審者・不審物の搜索を主導もしくは搜索に参加する。
- 犯行の内容に具体性がある犯罪予告に対しては、警察独自の判断でパトロールや警備の強化を行う場合がある。
- 予告内容等から必要性があると警察が判断した場合には、名古屋市からの要請に応じて一時的に警察官を配置するなどの対応をしてもらえる。

<警察への相談事項>

① 来庁者・職員の避難の要否

- 予告内容等から来庁者・職員の避難を実施すべきか。
- 避難は直ちに行うべきか。
- 避難の誘導方法、範囲、避難先等はどのようにすればよいか。
- 警察は出動するか。

② 不審者・不審物の搜索の要否

- 予告内容等から不審者・不審物の搜索を実施すべきか。
- 搜索の方法、範囲、期間等はどのようにすればよいか。
- 警察は搜索に参加するか。
- 万が一、不審者・不審物を発見したときは具体的にどうすればよいか。

③ 巡回・警備の強化の要否等

- 予告内容等から巡回・警備の強化等を実施すべきか。
- 警察から実施にあたっての指示、助言等はあるか。
- 警察からその他対応にあたっての留意点等はあるか。

4-3 不審者・不審物の搜索[所管部局・管理者等]

所管部局・管理者は、警察への相談結果や警察の対応状況を踏まえ、予告内容等から搜索すべき対象・場所等を検討のうえ、搜索を実施する。

所管部局・管理者は、搜索の実施に際して、郵送物の検査等を要し、郵送物等の管理部局等が異なるときは、必要に応じて当該管理部局等に対する注意喚起を行う。

また、所管部局・管理者は、必要に応じて巡回・警備の強化等の対応を実施する。

<搜索時の留意点>

- 不審者・不審物の搜索は、二人一組などの複数人で実施する。
- 不審者を発見したときは、無理に追いかけたり、捕まえようとしたりしない。
- 不審物を発見したときは、不用意に触らないこと。

<不審者・不審物の搜索事項>

① 施設内・施設周辺の搜索

不審者の搜索

【不審者の特徴の例示】

- ・同じ場所を行ったり来たりするなど、不自然な行動をしている。
- ・場所や気候にそぐわない恰好をしている。
- ・服の下に何かを隠しているなど、見た目や動作が不自然である。
- ・人目を気にしながら周辺の様子をうかがっている。
- ・施設の周辺でメモや録音をしたり、写真やビデオ撮影をしたりしている。
- ・防犯カメラの向きや、職員、警備員の様子などを確認している。
- ・目を合わせない、挨拶をしない、顔を隠している。 等

不審物の搜索

【不審物の特徴の例示】

- ・放置された荷物などで、持ち主が不明である。
- ・発見されにくいように隠して置いてある。
- ・粘着テープや紐などで必要以上に厳重な包装、固定がされている。
- ・中から機械音のようなものが聞こえる。
- ・火薬や薬品の臭いがする。
- ・中からにじみ出た液体や粉などの汚れがある。 等

② 郵便物、小包、手紙等の検査

外見に異常はないか。

(住所・宛先等の記載の欠如、差出人住所と消印の相違、切手の貼りすぎ、稚拙・異常に頑丈な包装、不要な表示、紐等の突出・油状のシミや汚れ等)

臭いに違和感はないか。

(靴墨・アーモンドのような臭い、芳香臭等)

その他に不自然さはないか。

(異常な重さ・軽さ、重心の偏り、不自然な固さ、弾力感、時計音・液体音等)

開封には十分に注意する。

(カミソリの刃の貼付、リシン等の有害物質の塗布等の可能性を考慮する。)

③ 路上駐車、放置車両等の確認

施設に面する駐車禁止区域等に路上駐車している不自然な車両はないか。

施設駐車場・施設に面する路上に長時間放置されている車両はないか。

施設の周囲を不自然に往来する車両はないか。

4-4 不審者・不審物の捜索結果等の報告[所管部局・管理者]

所管部局・管理者は、不審者・不審物の捜索結果や巡回・警備の強化等の対応状況について、直ちに危険が無いことを確認のうえ、必要に応じて警察・本部室事務局に報告する。

4-5 信憑性の有無の判断、今後の対応の決定[所管部局・管理者]

所管部局・管理者は、警察・本部室事務局と協議のうえ、信憑性の有無を判断し、今後の対応を決定する。

① 信憑性の有無の判断

- 過去に同様の事例はあったか。
- 模倣犯や特定の人物を騙っている可能性はあるか。
- 犯人像や予告されるようなトラブル・クレームに思い当たりはあるか。

② 今後の対応の協議

- 犯罪予告時間まで不審者・不審物の捜索等の対応を継続するべきか。
- 施設の閉鎖・休業、イベントの中止・延期等を行うべきか。
- 広報（注意文等の掲出、HP への公開、SNS への投稿等）を実施すべきか。
- 記者発表を実施すべきか。

危機管理情報報告書（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分現在
報告者	所属・役職・氏名
	TEL
	FAX

発生日時	年 月 日 時 分頃		
覚知日時	年 月 日 時 分頃		
情報源	外部通報・内部通報・現地確認・その他（ ）		
発生場所			
事象の概要			
被害の状況	人的被害	死者 名	物的被害
		負傷者 名	
		行方不明者 名	
		合計 名	
対応の状況 対応の予定			

主 な 危機管理 情報伝達先	部署・機関名	伝達時間	伝達方法
			TEL・Email・FAX
			TEL・Email・FAX
			TEL・Email・FAX

注1：危機事象に関する情報を覚知したときは、本報告書により本部室事務局へ報告すること。

時間内（防災危機対策課）TEL 972-3522 FAX 962-4030 Email a3522@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

時間外（消防防災指令センター）TEL 961-0119 FAX 953-0119

注2：FAX送信後は、必ず電話で送信先に着信の確認を取ること。

記載例

危機管理情報報告書（第1報）

報告日時	2026年 2月 6日 14時 10分現在		
報告者	所属・役職・氏名 〇〇センター所管局所管課 主事 名古屋太郎		
	TEL 052-△△-△△		
	FAX 052-××-××		
発生日時	2026年 2月 6日 14時 0分頃		
覚知日時	2026年 2月 6日 14時 2分頃		
情報源	外部通報・内部通報・現地確認・その他（ ）		
発生場所	〇〇センターのメール問い合わせフォーム		
事象の概要	〇〇センターのメール問い合わせフォームに14時頃、爆破予告が届いたもの。 〇〇センター指定管理者より当課に14時2分頃、連絡があり。 原文「〇〇センターに高性能な爆弾を仕掛けました。爆弾は17時に爆破します。」 別添メール本文のとおり。		
被害の状況	人的被害	死者 0名	物的被害 現時点でなし
		負傷者 0名	
		行方不明者 0名	
		合計 0名	
対応の状況 対応の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・14時3分 △△警察に通報 応対者：△△警察署□□課 愛知さん TEL 052-△△-△△ 爆破予告のメールを共有。施設内で不審物を検索するよう警察より指示あり。 警察官2名を現地に派遣してくれるとのこと。 ・14時7分 〇〇センター指定管理者に不審物を検索するよう指示 ・今後 警察と協力して不審物を検索。17時まで警戒を継続する。 		
主な 危機管理 情報伝達先	部署・機関名	伝達時間	伝達方法
	危機管理対策本部室事務局	14:10	TEL・Email・FAX
			TEL・Email・FAX
			TEL・Email・FAX

注1：危機事象に関する情報を覚知したときは、本報告書により本部室事務局へ報告すること。

時間内（防災危機対策課）TEL 972-3522 FAX 962-4030 Email a3522@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

時間外（消防防災指令センター）TEL 961-0119 FAX 953-0119

注2：FAX送信後は、必ず電話で送信先に着信の確認を取ること。

